

お客様各位

拝啓 時下ますますご清祥の段 お慶び申し上げます。

また平素は格別のご高配を賜り 厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではございますが、平成 24 年 12 月より「取引約款・規定集」について、以下のとおり改定を行うことといたしました。お手数ながらご高覧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成 24 年 11 月吉日

東京都中央区日本橋小舟町 8-1
あかつき証券株式会社

「特定口座年間取引報告書」交付の一部変更および「取引約款・規定集」の一部改定について

これまで、年間を通じて特定口座内での譲渡および配当等の受入れが発生していない場合においても「特定口座年間取引報告書」を毎年交付しておりましたが、平成 24 年度税制改正により、該当するお客様への同報告書の交付が不要となりました。

つきましては、年間を通じて特定口座内での譲渡および配当等の受入れが発生していない場合、お客様へ「特定口座年間取引報告書」を交付しないこととさせていただきます。

なお、引続き「特定口座年間取引報告書」の交付をご希望される場合は、お手数ではございますが、お取引店までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、本取扱いの変更に伴い、「取引約款・規定集」について、下記の通り一部改定いたします。

なお、ご不明な点がございましたら、まことに恐れ入りますが、お取引店の担当者までお問い合わせください。

「特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引約款」の新旧対照表

(下線部変更)

新	旧
<p>(年間取引報告書の送付等)</p> <p>第 12 条 当社は租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、<u>法令に則って</u>お客様に交付いたします。</p>	<p>(年間取引報告書の送付)</p> <p>第 12 条 当社は租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、<u>翌年 1 月 31 日までに</u>お客様に交付いたします。</p>